

平成 25 年

中小企業等労働条件実態調査報告書

青森県商工労働部労政・能力開発課

は じ め に

平成25年の本県の雇用情勢は、緩やかに持ち直しているとされる県内景気を背景に改善が進み、平成25年平均の有効求人倍率は0.69倍という過去最高の水準となっています。しかし、全国と比べると依然として厳しい状況にあり、また、賃金についても、都市部との格差が残っている状況にあります。

これを踏まえ、県では、更なる雇用の拡大と処遇の改善を進めることとしています。

この報告書は、県内の中小企業等における勤務制度、労働時間制度、一時金支給状況、休暇制度など基本的な労働条件の実態を把握するために、毎年実施している「中小企業等労働条件実態調査」の結果を取りまとめたものです。

この報告書が、県内労働者の労働条件の向上と各企業における労務管理の改善を図るための一助となれば幸いです。

最後に、調査に御協力をいただきました県内の各企業の皆様に厚く御礼申し上げます。

平成26年3月

青森県商工労働部労政・能力開発課長

鈴 井 秀 彦

目 次

調査の説明	1
調査結果概要	
I 非正規労働者の正社員化	
1 非正規労働者(正規以外の労働者)を正社員にする制度の有無	2
2 正規労働者への今後の登用方針	2
II 労働組合の組織状況	3
III 勤務制度・労働時間制	
1 設定している勤務制度	3
2 変形労働時間制の有無	4
3 変形労働時間制の実施形態	4
IV 一時金支給状況	5
V 休暇制度	
1 週休制の形態	7
2 年間休日日数	8
3 年次有給休暇	8
4 年次有給休暇以外の有給休暇	9
VI 育児休業制度	
1 育児休業制度の有無	10
2 育児休業制度の利用状況	10
3 育児休業制度の利用期間	11
4 その他の育児関連制度の有無及び内容	11
VII 子の看護休暇制度	
1 子の看護休暇制度の有無と利用可能日数	13
2 子の看護休暇利用実績	14
VIII 介護休業制度	
1 介護休業制度の有無	14
2 介護休業制度の利用実績	15
3 その他の介護関連制度	15
4 育児・介護休業者の代替職員の配置	16
IX 病気休職・病気休業制度	
1 病気休職・病気休業制度の有無	17
2 病気休職・病気休業制度の利用実績	17
3 病気休職・病気休業制度のうち、メンタルヘルス上の理由による利用期間	18

調査の説明

1 調査の目的

本調査は、県内中小企業等の労働条件のうち、労働時間制、一時金支給状況、休暇制度、育児・介護休業制度等の実態を把握し、労働行政の基礎資料とするために実施したものである。

2 調査の方法

(1) 調査地域 : 青森県全域

(2) 調査対象事業所

調査対象事業所は、無作為に抽出した中小企業等1,000事業所とした。
このうち、回答があったのは492事業所(回収率49.2%)で、産業別・企業規模別の内訳は下記のとおりである。

産業	規模					
	全規模	9人以下	10～29人	30人～99人	100人～299人	300人以上
合計	492	82	148	173	71	18
建設業	75	1	32	35	7	0
製造業	142	11	33	64	28	6
電気・ガス・熱供給・水道業	11	2	5	4	0	0
情報通信業	6	2	1	1	2	0
運輸業	33	2	7	16	7	1
卸売業・小売業	87	25	35	19	7	1
金融業・保険業	7	1	1	0	3	2
宿泊業・飲食サービス業	4	0	1	2	1	0
医療・福祉	15	1	1	6	5	2
教育・学習支援業	15	2	7	3	3	0
サービス業	97	35	25	23	8	6

(3) 調査時点 : 平成25年12月31日現在

(4) 調査期間 : 青森県商工労働部 労政・能力開発課

(5) 調査票の記入・回収 : 調査票は対象企業に送付し、回収した。(郵送による自計式)

3 利用上の注意

集計は、各調査項目について有効な回答を集計したため、調査項目によって回答数に若干の違いが生じている。

なお、集計データ数の少ない分類等もあることから、本書のデータについては、本県中小企業等の平均値ではなく、動向を把握するための参考値として利用いただきたい。

調査結果概要

I 非正規労働者の正社員化

非正規労働者(正規以外の労働者)を正社員にする制度のある事業所は191事業所で、全体の38.8%となっている。

第1表 非正規労働者(正規以外の労働者)を正社員にする制度の有無

区 分	計		
	計	ある	ない
計	492 (100)	191 (38.8)	301 (61.2)
9人以下	82 (100)	20 (24.4)	62 (75.6)
10～29人	148 (100)	53 (35.8)	95 (64.2)
30～99人	173 (100)	64 (37.0)	109 (63.0)
100～299人	71 (100)	42 (59.2)	29 (40.8)
300人以上	18 (100)	12 (66.7)	6 (33.3)
建設業	75 (100)	14 (18.7)	61 (81.3)
製造業	142 (100)	60 (42.3)	82 (57.7)
電気・ガス・熱供給・水道業	11 (100)	4 (36.4)	7 (63.6)
運輸業	33 (100)	16 (48.5)	17 (51.5)
情報通信業	6 (100)	3 (50.0)	3 (50.0)
卸売業・小売業	87 (100)	33 (37.9)	54 (62.1)
金融業・保険業	7 (100)	3 (42.9)	4 (57.1)
宿泊業・飲食サービス業	4 (100)	1 (25.0)	3 (75.0)
医療・福祉	15 (100)	12 (80.0)	3 (20.0)
教育・学習支援業	15 (100)	10 (66.7)	5 (33.3)
サービス業	97 (100)	35 (36.1)	62 (63.9)

第2表 正規労働者への今後の登用方針

区 分	計			
	計	定期的に登用	随時登用	登用する予定なし
計	276 (100)	44 (15.9)	158 (57.2)	74 (26.8)
9人以下	40 (100)	1 (2.5)	20 (50.0)	19 (47.5)
10～29人	72 (100)	11 (15.3)	41 (56.9)	20 (27.8)
30～99人	100 (100)	15 (15.0)	60 (60.0)	25 (25.0)
100～299人	52 (100)	14 (26.9)	31 (59.6)	7 (13.5)
300人以上	12 (100)	3 (25.0)	6 (50.0)	3 (25.0)
建設業	36 (100)	4 (11.1)	27 (75.0)	5 (13.9)
製造業	75 (100)	14 (18.7)	43 (57.3)	18 (24.0)
電気・ガス・熱供給・水道業	7 (100)	1 (14.3)	3 (42.9)	3 (42.9)
運輸業	23 (100)	4 (17.4)	14 (60.9)	5 (21.7)
情報通信業	5 (100)	1 (20.0)	3 (60.0)	1 (20.0)
卸売業・小売業	47 (100)	5 (10.6)	23 (48.9)	19 (40.4)
金融業・保険業	3 (100)	1 (33.3)	2 (66.7)	0 (0.0)
宿泊業・飲食サービス業	4 (100)	2 (50.0)	1 (25.0)	1 (25.0)
医療・福祉	13 (100)	3 (23.1)	8 (61.5)	2 (15.4)
教育・学習支援業	8 (100)	0 (0.0)	6 (75.0)	2 (25.0)
サービス業	55 (100)	9 (16.4)	28 (50.9)	18 (32.7)

II 労働組合の組織状況

1 労働組合の有無

労働組合のある事業所は86事業所で、全体の17.5%となっている。規模別の組織率をみると、「300人以上」が44.4%と最も多く、次いで「100人～299人」が33.8%となっている。業種別の組織率をみると、「運輸業」が48.5%と最も多く、次いで「金融業・保険業」が42.9%となっている。

第3表 労働組合の有無

(%)

区分	計	ある	ない
計	492 (100)	86 (17.5)	406 (82.5)
9人以下	82 (100)	7 (8.5)	75 (91.5)
10～29人	148 (100)	14 (9.5)	134 (90.5)
30～99人	173 (100)	33 (19.1)	140 (80.9)
100～299人	71 (100)	24 (33.8)	47 (66.2)
300人以上	18 (100)	8 (44.4)	10 (55.6)
建設業	75 (100)	1 (1.3)	74 (98.7)
製造業	142 (100)	31 (21.8)	111 (78.2)
電気・ガス・熱供給・水道業	11 (100)	4 (36.4)	7 (63.6)
運輸業	33 (100)	16 (48.5)	17 (51.5)
情報通信業	6 (100)	1 (16.7)	5 (83.3)
卸売業・小売業	87 (100)	6 (6.9)	81 (93.1)
金融業・保険業	7 (100)	3 (42.9)	4 (57.1)
宿泊業・飲食サービス業	4 (100)	0 (0.0)	4 (100.0)
医療・福祉	15 (100)	3 (20.0)	12 (80.0)
教育・学習支援業	15 (100)	6 (40.0)	9 (60.0)
サービス業	97 (100)	15 (15.5)	82 (84.5)

III 勤務制度・労働時間制

1 設定している勤務制度

設定している勤務制度は、「短時間正社員制度」を採用している事業所が52事業所(70.3%)と最も多く、次いで「地域限定正社員制度」7事業所(9.5%)となっている。

第4表 設定している勤務制度

(%)

区分	実施事業所数	実施制度計	設定している勤務制度			
			短時間正社員制度	地域限定正社員制度	在宅勤務制度	その他
計	63	74 (100)	52 (70.3)	7 (9.5)	5 (6.8)	10 (13.5)
9人以下	7	9 (100)	4 (44.4)	2 (22.2)	2 (22.2)	1 (11.1)
10～29人	22	27 (100)	21 (77.8)	2 (7.4)	0 (0.0)	4 (14.8)
30～99人	22	24 (100)	20 (83.3)	0 (0.0)	1 (4.2)	3 (12.5)
100～299人	9	10 (100)	5 (50.0)	2 (20.0)	1 (10.0)	2 (20.0)
300人以上	3	4 (100)	2 (50.0)	1 (25.0)	1 (25.0)	0 (0.0)
建設業	8	10 (100)	9 (90.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (10.0)
製造業	20	22 (100)	15 (68.2)	2 (9.1)	1 (4.5)	4 (18.2)
電気・ガス・熱供給・水道業	3	3 (100)	1 (33.3)	2 (66.7)	0 (0.0)	0 (0.0)
運輸業	5	7 (100)	4 (57.1)	0 (0.0)	1 (14.3)	2 (28.6)
情報通信業	4	6 (100)	3 (50.0)	2 (33.3)	1 (16.7)	0 (0.0)
卸売業・小売業	10	12 (100)	8 (66.7)	1 (8.3)	1 (8.3)	2 (16.7)
金融業・保険業	0	0 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
宿泊業・飲食サービス業	0	0 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
医療・福祉	3	3 (100)	3 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
教育・学習支援業	2	2 (100)	2 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
サービス業	8	9 (100)	7 (77.8)	0 (0.0)	1 (11.1)	1 (11.1)

2 変形労働時間制の有無

就業規則等により変形労働時間制を採用している事業所は、全体で374事業所(76.0%)となっている。規模別にみると、「30人～99人」が最も多く84.4%となっており、業種別では、「宿泊業・飲食サービス業」が最も多く100.0%となっており、次いで「建設業」が88.0%となっている。

第5表 変形労働時間制の有無

区分	計	(%)	
		採用している	採用していない
計	492 (100)	374 (76.0)	118 (24.0)
9人以下	82 (100)	48 (58.5)	34 (41.5)
10～29人	148 (100)	110 (74.3)	38 (25.7)
30～99人	173 (100)	146 (84.4)	27 (15.6)
100～299人	71 (100)	57 (80.3)	14 (19.7)
300人以上	18 (100)	13 (72.2)	5 (27.8)
建設業	75 (100)	66 (88.0)	9 (12.0)
製造業	142 (100)	122 (85.9)	20 (14.1)
電気・ガス・熱供給・水道業	11 (100)	6 (54.5)	5 (45.5)
運輸業	33 (100)	26 (78.8)	7 (21.2)
情報通信業	6 (100)	4 (66.7)	2 (33.3)
卸売業・小売業	87 (100)	67 (77.0)	20 (23.0)
金融業・保険業	7 (100)	3 (42.9)	4 (57.1)
宿泊業・飲食サービス業	4 (100)	4 (100.0)	0 (0.0)
医療・福祉	15 (100)	13 (86.7)	2 (13.3)
教育・学習支援業	15 (100)	8 (53.3)	7 (46.7)
サービス業	97 (100)	55 (56.7)	42 (43.3)

3 変形労働時間制の実施形態

変形労働時間制の実施形態は、「1年単位の変形労働時間制」を採用している事業所が280事業所(68.5%)と最も多く、次いで「1ヶ月単位の変形労働時間制」105事業所(25.7%)となっている。

第6表 変形労働時間制の実施形態(実施事業所)(複数回答)

区分	実施事業所数	実施制度計	(%)			
			採用している変形労働時間制の形態			
			フレックスタイム	1週間単位	1ヶ月単位	1年単位
計	374	409 (100)	16 (3.9)	8 (2.0)	105 (25.7)	280 (68.5)
9人以下	48	54 (100)	5 (9.3)	1 (1.9)	19 (35.2)	29 (53.7)
10～29人	110	115 (100)	3 (2.6)	3 (2.6)	17 (14.8)	92 (80.0)
30～99人	146	163 (100)	5 (3.1)	4 (2.5)	40 (24.5)	114 (69.9)
100～299人	57	61 (100)	3 (4.9)	0 (0.0)	23 (37.7)	35 (57.4)
300人以上	13	16 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (37.5)	10 (62.5)
建設業	66	68 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (5.9)	64 (94.1)
製造業	122	131 (100)	7 (5.3)	3 (2.3)	17 (13.0)	104 (79.4)
電気・ガス・熱供給・水道業	6	7 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (42.9)	4 (57.1)
運輸業	26	34 (100)	1 (2.9)	2 (5.9)	13 (38.2)	18 (52.9)
情報通信業	4	6 (100)	3 (50.0)	1 (16.7)	2 (33.3)	0 (0.0)
卸売業・小売業	67	74 (100)	2 (2.7)	1 (1.4)	26 (35.1)	45 (60.8)
金融業・保険業	3	3 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (100.0)	0 (0.0)
宿泊業・飲食サービス業	4	4 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (100.0)	0 (0.0)
医療・福祉	13	13 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (76.9)	3 (23.1)
教育・学習支援業	8	9 (100)	0 (0.0)	1 (11.1)	1 (11.1)	7 (77.8)
サービス業	55	60 (100)	3 (5.0)	0 (0.0)	22 (36.7)	35 (58.3)

IV 一時金支給状況

平成25年度の一時金支給状況について男女別にみると、男性「事務・営業・販売・技術労働者」の夏季手当(賞与)は310,432円、年末手当(賞与)は352,255円となっている。

男性「生産・労務労働者」の夏季手当(賞与)は244,284円、年末手当(賞与)は272,678円となっている。
女性「事務・営業・販売・技術労働者」の夏季手当(賞与)は231,627円、年末手当(賞与)は261,231円となっている。

女性「生産・労務労働者」の夏季手当(賞与)は157,792円、年末手当(賞与)は180,703円となっている。

第7表 一時金支給状況

(単位:円)

区 分		夏期手当(賞与) 平均支給額	年末手当(賞与) 平均支給額	決算手当(賞与) 平均支給額	寒冷地手当 平均支給額	その他手当 平均支給額
事務・営業・販売 ・技術労働者	男性	310,432	352,255	170,730	61,349	65,884
	女性	231,627	261,231	118,415	43,126	47,471
生産・労務労働者	男性	244,284	272,678	132,476	49,205	88,645
	女性	157,792	180,703	103,776	24,559	99,318

第8表 一時金規模別・業種別支給状況 (男性 事務・営業・販売・技術労働者)

(単位:円)

区 分	夏期手当(賞与)		年末手当(賞与)		決算手当(賞与)		寒冷地手当		その他手当	
	事業所数	金額	事業所数	金額	事業所数	金額	事業所数	金額	事業所数	金額
計	303	310,432	318	352,255	59	170,730	35	61,349	24	65,884
9人以下	33	326,153	35	329,018	6	293,033	5	92,316	3	57,707
10～29人	88	312,353	90	328,672	21	144,314	7	53,013	10	66,278
30～99人	111	314,045	121	348,713	20	162,584	8	67,070	10	73,031
100～299人	58	315,506	58	400,847	10	181,978	14	50,213	1	15,000
300人以上	13	332,490	14	373,550	2	106,404	1	75,000	0	0
建設業	48	221,328	55	286,247	8	236,196	0	0	4	94,407
製造業	82	365,933	85	385,605	13	133,877	12	56,897	6	24,587
電気・ガス・熱供給・水道業	9	352,473	8	396,653	0	0	2	87,500	1	215,988
運輸業	17	231,476	17	247,150	0	0	1	52,500	1	20,000
情報通信業	4	450,388	4	490,534	1	420,000	0	0	0	0
卸売業・小売業	53	299,104	55	252,816	22	150,114	4	44,678	4	36,150
金融業・保険業	6	344,789	6	351,639	1	387,527	0	0	0	0
宿泊業・飲食サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療・福祉	15	380,215	15	420,521	1	168,433	5	57,120	0	0
教育・学習支援業	11	278,685	11	339,856	2	183,374	4	53,985	5	101,694
サービス業	58	307,361	62	363,685	11	163,433	7	79,528	3	55,667

第9表 一時金規模別・業種別支給状況 (女性 事務・営業・販売・技術労働者)

(単位:円)

区 分	夏期手当(賞与)		年末手当(賞与)		決算手当(賞与)		寒冷地手当		その他手当	
	事業所数	金 額	事業所数	金 額	事業所数	金 額	事業所数	金 額	事業所数	金 額
計	303	231,627	320	261,231	55	118,415	32	43,126	21	47,471
9人以下	30	241,076	35	249,710	4	154,466	4	70,316	3	53,333
10～29人	90	203,485	92	247,450	19	93,576	6	54,872	9	42,356
30～99人	114	226,506	123	261,834	20	129,844	8	40,095	8	55,085
100～299人	56	277,325	56	291,868	10	132,802	13	28,752	1	15,000
300人以上	13	252,705	14	252,738	2	96,069	1	75,000	0	0
建設業	49	154,151	55	200,927	8	153,104	0	0	1	30,000
製造業	92	249,150	96	262,441	14	106,466	11	30,540	5	38,447
電気・ガス・熱供給・水道業	7	308,904	7	340,388	0	0	1	100,000	1	210,000
運輸業	14	208,199	13	258,504	0	0	2	80,000	0	20,000
情報通信業	4	268,490	4	286,371	0	0	0	0	2	0
卸売業・小売業	52	206,893	54	230,613	20	105,892	4	41,020	4	26,550
金融業・保険業	6	252,395	6	287,526	1	342,440	0	0	0	0
宿泊業・飲食サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療・福祉	15	317,789	15	359,324	1	144,349	5	38,554	0	0
教育・学習支援業	12	252,917	12	333,945	3	115,143	4	43,394	5	70,690
サービス業	52	259,271	58	291,107	8	105,926	5	50,732	3	21,667

第10表 一時金規模別・業種別支給状況 (男性 生産・労務労働者)

(単位:円)

区 分	夏期手当(賞与)		年末手当(賞与)		決算手当(賞与)		寒冷地手当		その他手当	
	事業所数	金 額	事業所数	金 額	事業所数	金 額	事業所数	金 額	事業所数	金 額
計	175	244,284	185	272,678	26	132,476	15	49,205	11	88,645
9人以下	7	240,471	8	236,600	2	228,365	0	0	1	100,000
10～29人	46	213,148	44	284,658	10	115,259	3	60,833	4	98,654
30～99人	74	256,006	84	315,636	11	132,333	5	57,814	6	80,080
100～299人	39	275,595	40	286,951	3	126,463	6	31,918	0	0
300人以上	9	174,326	9	228,543	0	0	1	75,000	0	0
建設業	26	158,436	30	331,531	4	131,645	0	0	2	168,459
製造業	94	280,962	97	310,944	14	116,175	9	45,157	6	82,346
電気・ガス・熱供給・水道業	2	346,100	2	365,188	0	0	0	0	0	0
運輸業	13	181,200	12	0	0	0	1	0	1	30,000
情報通信業	0	0	0	232,585	0	0	0	125,000	0	0
卸売業・小売業	18	279,844	18	343,431	7	151,077	0	0	1	27,700
金融業・保険業	0	0	0	303,791	0	0	0	0	0	0
宿泊業・飲食サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療・福祉	5	365,513	5	510,372	1	233,800	2	39,000	0	0
教育・学習支援業	2	377,294	2	419,380	0	0	2	59,334	1	86,400
サービス業	15	103,517	19	98,300	0	0	1	10,000	0	0

第11表 一時金規模別・業種別支給状況 (女性 生産・労務労働者)

(単位:円)

区 分	夏期手当(賞与)		年末手当(賞与)		決算手当(賞与)		寒冷地手当		その他手当	
	事業所数	金額	事業所数	金額	事業所数	金額	事業所数	金額	事業所数	金額
計	114	157,792	116	180,703	16	103,776	7	24,559	7	99,318
9人以下	3	187,860	3	220,123	2	269,997	1	53,037	1	109,000
10～29人	23	93,131	20	119,570	6	69,881	0	0	1	5,000
30～99人	46	156,965	50	153,099	5	88,902	1	15,000	5	116,246
100～299人	34	213,230	35	264,249	3	85,541	4	7,220	0	0
300人	8	101,556	8	125,764	0	0	1	75,000	0	0
建設業	8	60,750	7	80,286	1	43,333	0	0	0	0
製造業	70	160,237	71	161,763	9	123,639	4	10,220	5	135,004
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運輸業	8	149,208	8	151,383	0	0	0	0	0	0
情報通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
卸売業・小売業	9	295,375	9	520,484	4	85,262	0	0	0	0
金融業・保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宿泊業・飲食サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療・福祉	4	301,575	4	355,907	1	123,290	2	39,000	0	0
教育・学習支援業	2	130,890	2	213,385	1	39,993	1	53,037	0	0
サービス業	13	74,274	15	77,904	0	0	0	0	2	10,105

V 休暇制度

1 週休制の形態

週休制の形態をみると、「その他の週休2日制」が231事業所(47.5%)と最も多く、次いで「完全週休2日制」が109事業所(22.4%)となっている。

第12表 週休制の形態(複数回答)

(%)

区 分	実施事業所数	週休1日制	週休1日半制	完全週休2日制	その他の週休2日制	その他
計	486 (100)	20 (4.2)	25 (5.1)	109 (22.4)	231 (47.5)	101 (20.8)
9人以下	81 (100)	6 (7.4)	9 (11.1)	25 (30.9)	29 (35.8)	12 (14.8)
10～29人	146 (100)	7 (4.8)	5 (3.4)	29 (19.9)	80 (54.8)	25 (17.1)
30～99人	170 (100)	4 (2.4)	11 (6.5)	30 (17.6)	79 (46.5)	46 (27.1)
100人～299人	71 (100)	3 (4.2)	0 (0.0)	19 (26.8)	33 (46.5)	16 (22.5)
300人以上	18 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (33.3)	10 (55.6)	2 (11.1)
建設業	73 (100)	1 (1.4)	0 (0.0)	7 (9.6)	51 (69.9)	14 (19.2)
製造業	141 (100)	2 (1.4)	3 (2.1)	22 (15.6)	77 (54.6)	37 (26.2)
電気・ガス・熱供給・水道業	11 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (18.2)	7 (63.6)	2 (18.2)
運輸業	32 (100)	2 (6.3)	1 (3.1)	9 (28.1)	14 (43.8)	6 (18.8)
情報通信業	6 (100)	0 (0.0)	1 (16.7)	5 (83.3)	0 (0.0)	0 (0.0)
卸売業・小売業	86 (100)	5 (5.8)	5 (5.8)	11 (12.8)	42 (48.8)	23 (26.7)
金融業・保険業	7 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
宿泊業・飲食サービス業	4 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (25.0)	0 (0.0)	3 (75.0)
医療・福祉	15 (100)	0 (0.0)	1 (6.7)	4 (26.7)	5 (33.3)	5 (33.3)
教育・学習支援業	15 (100)	1 (6.7)	0 (0.0)	6 (40.0)	4 (26.7)	4 (26.7)
サービス業	96 (100)	9 (9.4)	14 (14.6)	35 (36.5)	31 (32.3)	7 (7.3)

注：週休制の形態

1 週休1日制	
2 週休1日半制	
3 完全週休2日制	
4 その他の週休2日制	月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制
5 その他	完全週休2日制より、休日日数が多いもの、変形休日制

2 年間休日日数

年間休日日数をみると「100日～109日」が122事業所(25.1%)で最も多く、次いで「90日～99日」が102事業所(21.0%)、「80日～89日」が77事業所(15.8%)となっている。

第13表 年間休日日数(複数回答)

区 分	実施制度計	(%)							
		69日以下	70日～79日	80日～89日	90日～99日	100日～109日	110日～119日	120日～129日	130日以上
計	486 (100)	14 (2.9)	31 (6.4)	77 (15.8)	102 (21.0)	122 (25.1)	65 (13.4)	64 (13.2)	11 (2.3)
9人以下	79 (100)	6 (7.6)	7 (8.9)	8 (10.1)	14 (17.7)	16 (20.3)	9 (11.4)	14 (17.7)	5 (6.3)
10～29人	146 (100)	3 (2.1)	9 (6.2)	29 (19.9)	38 (26.0)	32 (21.9)	17 (11.6)	14 (9.6)	4 (2.7)
30～99人	172 (100)	4 (2.3)	12 (7.0)	29 (16.9)	36 (20.9)	43 (25.0)	27 (15.7)	19 (11.0)	2 (1.2)
100～299人	71 (100)	1 (1.4)	3 (4.2)	9 (12.7)	11 (15.5)	25 (35.2)	11 (15.5)	11 (15.5)	2 (2.8)
300人以上	18 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (11.1)	3 (16.7)	6 (33.3)	1 (5.6)	6 (33.3)	0 (0.0)
建設業	75 (100)	0 (0.0)	2 (2.7)	26 (34.7)	20 (26.7)	12 (16.0)	10 (13.3)	4 (5.3)	1 (1.3)
製造業	139 (100)	0 (0.0)	1 (0.7)	14 (10.1)	25 (18.0)	52 (37.4)	22 (15.8)	23 (16.5)	2 (1.4)
電気・ガス・熱供給・水道業	11 (100)	0 (0.0)	1 (9.1)	1 (9.1)	4 (36.4)	2 (18.2)	1 (9.1)	2 (18.2)	0 (0.0)
運輸業	33 (100)	2 (6.1)	4 (12.1)	7 (21.2)	7 (21.2)	11 (33.3)	2 (6.1)	0 (0.0)	0 (0.0)
情報通信業	6 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (16.7)	1 (16.7)	0 (0.0)	4 (66.6)	0 (0.0)
卸売業・小売業	86 (100)	9 (10.5)	8 (9.3)	12 (14.0)	21 (24.4)	23 (26.7)	8 (9.3)	4 (4.7)	1 (1.2)
金融業・保険業	7 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (14.3)	5 (71.4)	1 (14.3)
宿泊業・飲食サービス業	4 (100)	0 (0.0)	1 (25.0)	1 (25.0)	0 (0.0)	2 (50.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
医療・福祉	15 (100)	0 (0.0)	3 (20.0)	1 (6.7)	1 (6.7)	4 (26.7)	3 (20.0)	3 (20.0)	0 (0.0)
教育・学習支援業	15 (100)	0 (0.0)	3 (20.0)	1 (6.7)	0 (0.0)	3 (20.0)	3 (20.0)	2 (13.3)	3 (20.0)
サービス業	95 (100)	3 (3.2)	8 (8.4)	14 (14.7)	23 (24.2)	12 (12.6)	15 (15.8)	17 (17.9)	3 (3.2)

注：(計算例)

$$\text{年間52週} \times \text{週休〇日} = \text{〇〇〇日} + \text{年末年始} + \text{GW} + \text{その他} = \text{〇〇〇日}$$

3 年次有給休暇

年次有給休暇の付与及び取得状況をみると、1労働者当たり繰越日数を除く平均付与日数は17.3日となっている。これに対する平均取得日数は8.2日となっており、平均取得率は47.4%となっている。業種別では「製造業」の取得日数が9.4日と最も多く、「宿泊業・飲食サービス業」が3.6日と最も少ない。

第14表 年次有給休暇

区 分	実施事業所数	(日)		(%)
		平均付与日数 A	平均取得日数 B	平均取得率(%) B/A×100
計	447	17.3	8.2	47.4
9人以下	65	17.7	8.3	47.0
10～29人	133	17.3	7.5	43.4
30～99人	166	17.1	8.6	50.3
100～299人	66	17.6	8.1	46.0
300人以上	17	17.5	9.6	54.9
建設業	73	17.0	6.5	38.2
製造業	133	17.2	9.4	54.7
電気・ガス・熱供給・水道業	11	17.2	9.1	52.9
運輸業	29	17.1	9.3	54.4
情報通信業	6	17.3	9.2	53.2
卸売業・小売業	73	17.3	6.1	35.3
金融業・保険業	6	16.7	8.8	52.7
宿泊業・飲食サービス業	4	14.3	3.6	25.2
医療・福祉	15	16.1	9.3	57.8
教育・学習支援業	13	18.0	6.1	33.9
サービス業	84	18.3	9.3	50.8

4 年次有給休暇以外の有給休暇

年次有給休暇以外の有給休暇制度を実施している事業所は129事業所で、全体の26.2%となっている。

業種別にみると、「医療・福祉」が60.0%と最も多くなっている。

第15表 年次有給休暇以外の有給休暇制度の有無

区分	(%)		
	計	ある	ない
計	492 (100)	129 (26.2)	363 (73.8)
9人以下	82 (100)	21 (25.6)	61 (74.4)
10～29人	148 (100)	37 (25.0)	111 (75.0)
30～99人	173 (100)	40 (23.1)	133 (76.9)
100～299人	71 (100)	20 (28.2)	51 (71.8)
300人以上	18 (100)	11 (61.1)	7 (38.9)
建設業	75 (100)	11 (14.7)	64 (85.3)
製造業	142 (100)	39 (27.5)	103 (72.5)
電気・ガス・熱供給・水道業	11 (100)	3 (27.3)	8 (72.7)
運輸業	6 (100)	2 (33.3)	4 (66.7)
情報通信業	33 (100)	7 (21.2)	26 (78.8)
卸売業・小売業	87 (100)	23 (26.4)	64 (73.6)
金融業・保険業	7 (100)	4 (57.1)	3 (42.9)
宿泊業・飲食サービス業	4 (100)	1 (25.0)	3 (75.0)
医療・福祉	15 (100)	9 (60.0)	6 (40.0)
教育・学習支援業	15 (100)	6 (40.0)	9 (60.0)
サービス業	97 (100)	24 (24.7)	73 (75.3)

休暇の種類としては、「リフレッシュ休暇」が25事業所(18.4%)と最も多く、次いで「ボランティア休暇」が12事業所(8.8%)、「メモリアル休暇」が9事業所(6.6%)となっている。

第16表 年次有給休暇以外の有給休暇制度(複数回答)

区分	実施事業所数	(%)				
		実施制度計	リフレッシュ休暇	ボランティア休暇	メモリアル休暇	その他の特別休暇
計	129	136 (100)	25 (18.4)	12 (8.8)	9 (6.6)	90 (66.2)
9人以下	21	24 (100)	5 (20.8)	3 (12.5)	0 (0.0)	16 (66.7)
10～29人	37	37 (100)	8 (21.6)	0 (0.0)	2 (5.4)	27 (73.0)
30～99人	40	41 (100)	8 (19.5)	4 (9.8)	5 (12.2)	24 (58.5)
100～299人	20	20 (100)	1 (5.0)	2 (10.0)	2 (10.0)	15 (75.0)
300人以上	11	14 (100)	3 (21.4)	3 (21.4)	0 (0.0)	8 (57.1)
建設業	11	11 (100)	1 (9.1)	1 (9.1)	1 (9.1)	8 (72.7)
製造業	39	41 (100)	7 (17.1)	4 (9.8)	4 (9.8)	26 (63.4)
電気・ガス・熱供給・水道業	3	8 (100)	3 (37.5)	1 (12.5)	0 (0.0)	4 (50.0)
運輸業	2	6 (100)	0 (0.0)	1 (16.7)	0 (0.0)	5 (83.3)
情報通信業	7	3 (100)	2 (66.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (33.3)
卸売業・小売業	23	21 (100)	6 (28.6)	0 (0.0)	2 (9.5)	13 (61.9)
金融業・保険業	4	5 (100)	1 (20.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (80.0)
宿泊業・飲食サービス業	1	1 (100)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
医療・福祉	9	9 (100)	1 (11.1)	1 (11.1)	1 (11.1)	6 (66.7)
教育・学習支援業	6	7 (100)	0 (0.0)	2 (28.6)	0 (0.0)	5 (71.4)
サービス業	24	24 (100)	3 (12.5)	2 (8.3)	1 (4.2)	18 (75.1)

注：(疾病、災害、結婚、出産育児、介護、生理、忌引にかかる休暇は除いています。)

1のリフレッシュ休暇とは、勤労者のリフレッシュを目的として付与する連続休暇をいいます。

2のボランティア休暇とは、各種の社会貢献活動を行う勤労者に付与する休暇をいいます。

3のメモリアル休暇とは、勤労者本人の誕生日や結婚記念日などに付与する休暇をいいます。

VI 育児休業制度

1 育児休業制度の有無

育児休業制度のある事業所は414事業所で、全体の84.1%となっている。

第17表 育児休業制度の有無

(%)

区分	計	ある	ない
計	492 (100)	414 (84.1)	78 (15.9)
9人以下	82 (100)	48 (58.5)	34 (41.5)
10～29人	148 (100)	127 (85.8)	21 (14.2)
30～99人	173 (100)	156 (90.2)	17 (9.8)
100～299人	71 (100)	67 (94.4)	4 (5.6)
300人以上	18 (100)	16 (88.9)	2 (11.1)
建設業	75 (100)	63 (84.0)	12 (16.0)
製造業	142 (100)	126 (88.7)	16 (11.3)
電気・ガス・熱供給・水道業	11 (100)	10 (90.9)	1 (9.1)
運輸業	6 (100)	4 (66.7)	2 (33.3)
情報通信業	33 (100)	32 (97.0)	1 (3.0)
卸売業・小売業	87 (100)	67 (77.0)	20 (23.0)
金融業・保険業	7 (100)	6 (85.7)	1 (14.3)
宿泊業・飲食サービス業	4 (100)	4 (100.0)	0 (0.0)
医療・福祉	15 (100)	15 (100.0)	0 (0.0)
教育・学習支援業	15 (100)	15 (100.0)	0 (0.0)
サービス業	97 (100)	72 (74.2)	25 (25.8)

2 育児休業制度の利用状況

平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間に出産した(配偶者が出産した)人のうち、育児休業制度の利用状況(利用予定も含む。)をみると、出産者が589人に対して利用者が192人で、育児休業取得率は32.6%となり、女性の育児休業取得率は84.4%、男性の育児休業取得率は0.8%となっている。平成25年1月1日から12月31日までの間に育児休業を終了し、復職した女性は、149人(97.4%)となっている。

第18表 育児休業制度の利用状況

(%)

区分	出産者がいた事業所数	従業員(配偶者)出産者数		出産者のうち育児休業利用者数			復職状況		
		女性(従業員)	男性(配偶者)	(出産者数=100%)	女性	男性	復職予定女性数A	復職女性数B B/A×100	
計	174 (100)	589 (100)	224 (38.0)	365 (62.0)	192 (32.6)	189 (84.4)	3 (0.8)	153 (100)	149 (97.4)
9人以下	9 (5.2)	18 (100)	10 (55.6)	8 (44.4)	9 (50.0)	9 (90.0)	0 (0.0)	9 (100)	9 (100.0)
10～29人	28 (16.1)	53 (100)	16 (30.2)	37 (69.8)	11 (20.8)	11 (68.8)	0 (0.0)	10 (100)	10 (100.0)
30～99人	69 (39.7)	140 (100)	48 (34.3)	92 (65.7)	44 (31.4)	43 (89.6)	1 (1.1)	37 (100)	36 (97.3)
100～299人	53 (30.5)	217 (100)	65 (30.0)	152 (70.0)	52 (24.0)	51 (78.5)	1 (0.7)	36 (100)	34 (94.4)
300人以上	15 (8.6)	161 (100)	85 (52.8)	76 (47.2)	76 (47.2)	75 (88.2)	1 (1.3)	61 (100)	60 (98.4)
建設業	22 (12.6)	41 (100)	5 (12.2)	36 (87.8)	3 (7.3)	3 (60.0)	0 (0.0)	2 (100)	2 (100.0)
製造業	64 (36.8)	199 (100)	57 (28.6)	142 (71.4)	57 (28.6)	55 (96.5)	2 (1.4)	47 (100)	46 (97.9)
電気・ガス・熱供給・水道業	4 (2.3)	7 (100)	1 (14.3)	6 (85.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100)	1 (100.0)
運輸業	11 (6.3)	35 (100)	4 (11.4)	31 (88.6)	2 (5.7)	2 (50.0)	0 (0.0)	2 (100)	2 (100.0)
情報通信業	3 (1.7)	12 (100)	3 (25.0)	9 (75.0)	3 (25.0)	3 (100.0)	0 (0.0)	3 (100)	2 (66.7)
卸売業・小売業	19 (10.9)	55 (100)	15 (27.3)	40 (72.7)	14 (25.5)	14 (93.3)	0 (0.0)	5 (100)	5 (100.0)
金融業・保険業	4 (2.3)	30 (100)	13 (43.3)	17 (56.7)	13 (43.3)	13 (100.0)	0 (0.0)	13 (100)	12 (92.3)
宿泊業・飲食サービス業	1 (0.6)	2 (100)	1 (50.0)	1 (50.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (100)	0 (0.0)
医療・福祉	13 (7.5)	90 (100)	81 (90.0)	9 (10.0)	66 (73.3)	65 (80.2)	1 (11.1)	57 (100)	56 (98.2)
教育・学習支援業	4 (2.3)	21 (100)	8 (38.1)	13 (61.9)	3 (14.3)	3 (37.5)	0 (0.0)	4 (100)	4 (100.0)
サービス業	29 (16.7)	97 (100)	36 (37.1)	61 (62.9)	31 (32.0)	31 (86.1)	0 (0.0)	19 (100)	19 (100.0)

※復職状況は、平成25年1月1日～12月31日までの間に、育児休業を終了し、復職する予定であった女性の数と、そのうち実際に復職した女性の数である。

3 育児休業制度の利用期間

育児休業制度の利用期間をみると、「10ヶ月～12ヶ月未満」が最も多く38.1%、次いで「6ヶ月～10ヶ月」が29.5%となっている。

第19表 育児休業制度の利用期間(女性の実績)

(%)

区 分	利用者数	3ヶ月未満	3～6ヶ月	6～10ヶ月	10～12ヶ月	12～24ヶ月	24ヶ月以上
計	176 (100)	20 (11.4)	23 (13.1)	52 (29.5)	67 (38.1)	12 (6.8)	2 (1.1)
9人以下	9 (100)	2 (22.2)	2 (22.2)	3 (33.3)	2 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
10～29人	12 (100)	4 (33.3)	2 (16.7)	2 (16.7)	4 (33.3)	0 (0.0)	0 (0.0)
30～99人	41 (100)	8 (19.5)	6 (14.6)	15 (36.6)	8 (19.5)	4 (9.8)	0 (0.0)
100～299人	49 (100)	5 (10.2)	5 (10.2)	16 (32.7)	20 (40.8)	2 (4.1)	1 (2.0)
300人以上	65 (100)	1 (1.5)	8 (12.3)	16 (24.6)	33 (50.8)	6 (9.2)	1 (1.5)
建設業	3 (100)	1 (33.3)	0 (0.0)	2 (66.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
製造業	52 (100)	9 (17.3)	10 (19.2)	16 (30.8)	13 (25.0)	3 (5.8)	1 (1.9)
電気・ガス・熱供給・水道業	0 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
運輸業	2 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
情報通信業	2 (100)	1 (50.0)	1 (50.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
卸売業・小売業	13 (100)	2 (15.4)	3 (23.1)	3 (23.1)	4 (30.8)	1 (7.7)	0 (0.0)
金融業・保険業	14 (100)	1 (7.1)	0 (0.0)	3 (21.4)	10 (71.3)	0 (0.0)	0 (0.0)
宿泊業・飲食サービス業	0 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
医療・福祉	62 (100)	4 (6.5)	5 (8.1)	14 (22.6)	35 (56.5)	3 (4.8)	1 (1.6)
教育・学習支援業	3 (100)	0 (0.0)	1 (33.3)	1 (33.3)	1 (33.3)	0 (0.0)	0 (0.0)
サービス業	25 (100)	2 (8.0)	3 (12.0)	11 (44.0)	4 (16.0)	5 (20.0)	0 (0.0)

4 その他の育児関連制度の有無及び内容

その他の育児に関連した制度のある事業所は393事業所で、全体の82.4%となっている。

第20表 その他の育児関連制度の有無

(%)

区 分	計	ある	ない
計	477 (100)	393 (82.4)	84 (17.6)
9人以下	80 (100)	51 (63.8)	29 (36.3)
10～29人	141 (100)	111 (78.7)	30 (21.3)
30～99人	168 (100)	150 (89.3)	18 (10.7)
100～299人	70 (100)	63 (90.0)	7 (10.0)
300人以上	18 (100)	18 (100.0)	0 (0.0)
建設業	72 (100)	58 (80.6)	14 (19.4)
製造業	137 (100)	119 (86.9)	18 (13.1)
電気・ガス・熱供給・水道業	11 (100)	9 (81.8)	2 (18.2)
運輸業	29 (100)	29 (100.0)	0 (0.0)
情報通信業	9 (100)	6 (66.7)	3 (33.3)
卸売業・小売業	82 (100)	60 (73.2)	22 (26.8)
金融業・保険業	7 (100)	6 (85.7)	1 (14.3)
宿泊業・飲食サービス業	4 (100)	4 (100.0)	0 (0.0)
医療・福祉	15 (100)	15 (100.0)	0 (0.0)
教育・学習支援業	15 (100)	15 (100.0)	0 (0.0)
サービス業	96 (100)	72 (75.0)	24 (25.0)

その他の育児関連制度の内容をみると、「育児のための短時間勤務制度」が330事業所(30.2%)と最も多く、次いで「時間外労働又は深夜業の制限」が290事業所(26.5%)となっている。

第21表 その他の育児関連制度の内容(複数回答)

(%)

区分	実施事業所数	実施制度計	育児のための短時間勤務制度	育児のためのフレックス制度や時差出勤	所定外労働の免除	事業内保育施設の設置運営	復帰に備えた業務等に関する情報提供	育児休業中又は復帰前後の講習等の実施	育児休業中の給与等の全部又は一部を支給	育児休業中の生活資金の貸付制度	時間外労働又は深夜業の制限
計	393	1094 (100)	330 (30.2)	88 (8.0)	240 (21.9)	4 (0.4)	58 (5.4)	53 (4.8)	22 (2.0)	9 (0.8)	290 (26.5)
9人以下	51	100 (100)	33 (33.0)	11 (11.0)	15 (15.0)	1 (1.0)	7 (7.0)	2 (2.0)	4 (4.0)	0 (0.0)	27 (27.0)
10～29人	111	286 (100)	93 (32.5)	23 (8.0)	61 (21.3)	1 (0.3)	12 (4.2)	12 (4.2)	6 (2.1)	3 (1.0)	75 (26.2)
30～99人	150	445 (100)	130 (29.2)	32 (7.2)	103 (23.1)	2 (0.4)	23 (5.2)	20 (4.5)	9 (2.0)	5 (1.1)	121 (27.2)
100～299人	63	211 (100)	59 (28.0)	17 (8.1)	50 (23.7)	0 (0.0)	12 (5.7)	16 (7.6)	3 (1.4)	1 (0.5)	53 (25.1)
300人以上	18	52 (100)	15 (28.8)	5 (9.6)	11 (21.2)	0 (0.0)	4 (7.7)	3 (5.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	14 (26.9)
建設業	58	171 (100)	48 (28.1)	11 (6.4)	39 (22.8)	1 (0.6)	10 (5.8)	12 (7.0)	3 (1.8)	2 (1.2)	45 (26.3)
製造業	119	356 (100)	103 (28.9)	30 (8.4)	83 (23.3)	1 (0.3)	18 (5.1)	18 (5.1)	5 (1.4)	3 (0.8)	95 (26.7)
電気・ガス・熱供給・水道業	9	25 (100)	8 (32.1)	2 (8.0)	6 (24.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (8.0)	1 (4.0)	0 (0.0)	6 (24.0)
運輸業	29	80 (100)	24 (30.1)	9 (11.3)	17 (21.3)	0 (0.0)	4 (5.0)	4 (5.0)	1 (1.3)	1 (1.3)	20 (25.0)
情報通信業	6	17 (100)	5 (29.4)	1 (5.9)	5 (29.4)	0 (0.0)	1 (5.9)	1 (5.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (23.5)
卸売業・小売業	60	151 (100)	50 (33.1)	14 (9.3)	31 (20.5)	0 (0.0)	5 (3.3)	4 (2.6)	5 (3.3)	1 (0.7)	41 (27.2)
金融業・保険業	6	17 (100)	5 (29.4)	1 (5.9)	5 (29.4)	0 (0.0)	1 (5.9)	1 (5.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (23.5)
宿泊業・飲食サービス業	4	12 (100)	4 (33.3)	1 (8.4)	2 (16.7)	0 (0.0)	1 (8.3)	1 (8.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (25.0)
医療・福祉	15	46 (100)	15 (32.6)	1 (2.2)	8 (17.4)	1 (2.2)	4 (8.7)	3 (6.5)	1 (2.2)	0 (0.0)	13 (28.3)
教育・学習支援業	15	43 (100)	13 (30.2)	4 (9.3)	8 (18.6)	0 (0.0)	3 (7.0)	1 (2.3)	2 (4.7)	1 (2.3)	11 (25.6)
サービス業	72	176 (100)	55 (31.3)	14 (8.0)	36 (20.5)	1 (0.6)	11 (6.3)	6 (3.4)	4 (2.3)	1 (0.6)	48 (27.3)

その他の育児関連制度の対象期間をみると、「満1歳に達するまで」が182事業所(29.1%)と最も多く、次いで「小学校就学の始期に達するまで」が181事業所(29.0%)となっている。

第22表 その他の育児関連制度の対象期間(複数回答)

(%)

区分	実施制度計	満1歳に達するまで	満1歳を超え、満3歳未満	満3歳に達するまで	満3歳を超え、小学校就学前の一定の年齢に達するまで	小学校就学の始期に達するまで	それを超える期間	定めがない
計	625 (100)	182 (29.1)	64 (10.2)	162 (25.9)	6 (1.0)	181 (29.0)	13 (2.1)	17 (2.7)
育児のための短時間勤務制度	304 (100)	131 (43.2)	41 (13.5)	80 (26.3)	3 (1.0)	35 (11.5)	7 (2.3)	7 (2.3)
育児のためのフレックス制度や時差出勤	34 (100)	11 (32.4)	3 (8.8)	7 (20.6)	1 (2.9)	11 (32.4)	1 (2.9)	0 (0.0)
所定外労働の免除	115 (100)	13 (11.3)	13 (11.3)	55 (47.7)	1 (0.9)	31 (27.0)	1 (0.9)	1 (0.9)
事業内保育施設の設置運営	1 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
復帰に備えた業務等に関する情報提供	17 (100)	5 (29.4)	1 (5.9)	5 (29.4)	0 (0.0)	2 (11.8)	0 (0.0)	4 (23.5)
育児休業中又は復帰前後の講習等の実施	15 (100)	6 (40.0)	0 (0.0)	2 (13.3)	0 (0.0)	2 (13.3)	0 (0.0)	5 (33.3)
育児休業中の給与等の全部又は一部を支給	6 (100)	3 (50.0)	0 (0.0)	3 (50.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
育児休業中の生活資金の貸付制度	2 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (50.0)	0 (0.0)	1 (50.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
時間外労働又は深夜業の制限	131 (100)	13 (9.9)	6 (4.5)	8 (6.1)	1 (0.8)	99 (75.6)	4 (3.1)	0 (0.0)

Ⅶ 子の看護休暇制度

1 子の看護休暇制度の有無と利用可能日数

子の看護休暇制度のある事業所は297事業所で、全体の62.0%となっている。

利用可能日数をみると、「5日」が259事業所(75.5%)と最も多く、次いで「10日以上」が62事業所(18.1%)となっている。

第23表 子の看護休暇制度の有無

(%)

区 分	計	制度がある	制度がない
計	479 (100)	297 (62.0)	182 (38.0)
9人以下	77 (100)	29 (37.7)	48 (62.3)
10～29人	145 (100)	75 (51.7)	70 (48.3)
30～99人	169 (100)	121 (71.6)	48 (28.4)
100～299人	70 (100)	57 (81.4)	13 (18.6)
300人以上	18 (100)	15 (83.3)	3 (16.7)
建設業	75 (100)	42 (56.0)	33 (44.0)
製造業	140 (100)	98 (70.0)	42 (30.0)
電気・ガス・熱供給・水道業	11 (100)	7 (63.6)	4 (36.4)
運輸業	32 (100)	20 (62.5)	12 (37.5)
情報通信業	6 (100)	3 (50.0)	3 (3.0)
卸売業・小売業	83 (100)	47 (56.6)	36 (43.4)
金融業・保険業	7 (100)	4 (57.1)	3 (42.9)
宿泊業・飲食サービス業	4 (100)	2 (50.0)	2 (50.0)
医療・福祉	15 (100)	13 (86.7)	2 (13.3)
教育・学習支援業	15 (100)	11 (73.3)	4 (26.7)
サービス業	91 (100)	50 (54.9)	41 (45.1)

第24表 子の看護休暇制度の利用可能日数(複数回答)

(%)

区 分	実施制度計	1日～4日	5日	6日～9日	10日以上	上限なし
計	343 (100)	4 (1.2)	259 (75.5)	9 (2.6)	62 (18.1)	9 (2.6)
9人以下	34 (100)	0 (0.0)	25 (73.5)	1 (2.9)	6 (17.6)	2 (5.9)
10～29人	87 (100)	1 (1.1)	71 (81.6)	3 (3.4)	10 (11.5)	2 (2.3)
30～99人	143 (100)	2 (1.4)	105 (73.4)	2 (1.4)	30 (21.0)	4 (2.8)
100～299人	61 (100)	0 (0.0)	47 (77.0)	2 (3.3)	12 (19.7)	0 (0.0)
300人以上	18 (100)	1 (5.6)	11 (61.1)	1 (5.6)	4 (22.2)	1 (5.6)
建設業	51 (100)	0 (0.0)	36 (70.6)	0 (0.0)	13 (25.5)	2 (3.9)
製造業	114 (100)	2 (1.8)	83 (72.8)	3 (2.6)	24 (21.1)	2 (1.8)
電気・ガス・熱供給・水道業	7 (100)	0 (0.0)	6 (85.7)	0 (0.0)	1 (14.3)	0 (0.0)
運輸業	24 (100)	2 (8.3)	18 (75.0)	0 (0.0)	4 (16.7)	0 (0.0)
情報通信業	3 (100)	0 (0.0)	1 (33.3)	1 (33.3)	1 (33.3)	0 (0.0)
卸売業・小売業	53 (100)	0 (0.0)	41 (77.4)	1 (1.9)	9 (17.0)	2 (3.8)
金融業・保険業	6 (100)	0 (0.0)	4 (66.7)	0 (0.0)	2 (33.3)	0 (0.0)
宿泊業・飲食サービス業	2 (100)	0 (0.0)	2 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
医療・福祉	14 (100)	0 (0.0)	12 (85.7)	0 (0.0)	2 (14.3)	0 (0.0)
教育・学習支援業	11 (100)	0 (0.0)	6 (54.5)	3 (27.3)	2 (18.2)	0 (0.0)
サービス業	58 (100)	0 (0.0)	50 (86.2)	1 (1.7)	4 (6.9)	3 (5.2)

2 子の看護休暇制度の利用実績

平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間に子の看護休暇制度の利用実績をみると、44事業所で181人利用し、延べ休暇日数が755日で1人当たり平均利用日数は4.2日となっている。

第25表 子の看護休暇制度の利用実績

区 分	実施事業所数	利用人員	延べ日数	一人あたり平均利用日数
計	44	181	755	4.2
9人以下	3	22	59	2.7
10～29人	11	18	69	3.8
30～99人	16	36	117	3.3
100～299人	9	15	59	3.9
300人以上	5	90	451	5.0
建設業	4	11	27	2.5
製造業	14	42	186	4.4
電気・ガス・熱供給・水道業	2	4	16	4.0
運輸業	3	5	15	3.0
情報通信業	1	1	3	3.0
卸売業・小売業	5	10	187	18.7
金融業・保険業	1	5	13	2.6
宿泊業・飲食サービス業	0	0	0	0.0
医療・福祉	4	85	258	3.0
教育・学習支援業	3	3	9	3.0
サービス業	7	15	41	2.7

Ⅷ 介護休業制度

1 介護休業制度の有無

介護休業制度のある事業所は386事業所で、全体の78.5%となっている。

第26表 介護休業制度の有無

区 分	計		ある		ない	
		(%)		(%)		(%)
計	492	(100)	386	(78.5)	106	(21.5)
9人以下	82	(100)	42	(51.2)	40	(48.8)
10～29人	148	(100)	106	(71.6)	42	(28.4)
30～99人	173	(100)	156	(90.2)	17	(9.8)
100～299人	71	(100)	66	(93.0)	5	(7.0)
300人以上	18	(100)	16	(88.9)	2	(11.1)
建設業	75	(100)	57	(76.0)	18	(24.0)
製造業	142	(100)	124	(87.3)	18	(12.7)
電気・ガス・熱供給・水道業	11	(100)	8	(72.7)	3	(27.3)
運輸業	6	(100)	5	(83.3)	1	(16.7)
情報通信業	33	(100)	30	(90.9)	3	(9.1)
卸売業・小売業	87	(100)	60	(69.0)	27	(31.0)
金融業・保険業	7	(100)	5	(71.4)	2	(28.6)
宿泊業・飲食サービス業	4	(100)	4	(100.0)	0	(0.0)
医療・福祉	15	(100)	15	(100.0)	0	(0.0)
教育・学習支援業	15	(100)	14	(93.3)	1	(6.7)
サービス業	97	(100)	64	(66.0)	33	(34.0)

2 介護休業制度の利用実績

平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間の介護休暇制度の利用実績をみると、全体で18人でうち、女性は12人、男性は6人であった。

第27表 介護休業制度の利用実績

区 分	計		3ヶ月未満		3ヶ月～6ヶ月		6～12ヶ月		12ヶ月以上	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性
計	12	6	9	6	3	0	0	0	0	0
	18		15		3		0		0	
9人以下	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
10～29人	2	1	2	1	0	0	0	0	0	0
30～99人	5	3	4	3	1	0	0	0	0	0
100～299人	3	2	2	2	1	0	0	0	0	0
300人以上	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
建設業	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
製造業	5	3	4	3	1	0	0	0	0	0
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運輸業	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
情報通信業	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
卸売業・小売業	2	1	1	1	1	0	0	0	0	0
金融業・保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宿泊業・飲食サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療・福祉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育・学習支援業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
サービス業	3	0	2	0	1	0	0	0	0	0

3 その他の介護関連制度

その他の介護関連制度のある事業所は、331事業所で全体の73.9%となっている。その他の介護関連制度をみると、「介護のための短時間勤務制度」が317事業所(40.6%)と最も多く、次いで「時間外労働又は深夜業の制限」が276事業所(35.3%)となっている。

第28表 その他の介護関連制度の有無

(%)

区 分	計	ある	ない
計	448 (100)	331 (73.9)	117 (26.1)
9人以下	71 (100)	34 (47.9)	37 (52.1)
10～29人	130 (100)	90 (69.2)	40 (30.8)
30～99人	162 (100)	138 (85.2)	24 (14.8)
100～299人	69 (100)	55 (79.7)	14 (20.3)
300人以上	16 (100)	14 (87.5)	2 (12.5)
建設業	67 (100)	47 (70.1)	20 (29.9)
製造業	134 (100)	103 (76.9)	31 (23.1)
電気・ガス・熱供給・水道業	10 (100)	8 (80.0)	2 (20.0)
運輸業	31 (100)	25 (80.6)	6 (19.4)
情報通信業	6 (100)	5 (83.3)	1 (16.7)
卸売業・小売業	77 (100)	50 (64.9)	27 (35.1)
金融業・保険業	7 (100)	5 (71.4)	2 (28.6)
宿泊業・飲食サービス業	4 (100)	3 (75.0)	1 (25.0)
医療・福祉	13 (100)	13 (100.0)	0 (0.0)
教育・学習支援業	14 (100)	13 (92.9)	1 (7.1)
サービス業	85 (100)	59 (69.4)	26 (30.6)

第29表 その他の介護関連制度(複数回答)

(%)

区分	実施事業所数	実施制度計	介護のための短時間勤務制度	介護のためのフレックス制度	介護のための時差出勤制度	介護要員の派遣・斡旋	介護費用の貸付補助	介護休業後の復帰に備えた業務等に関する情報提供	介護に関する情報提供・相談	介護休業中の生活資金等の貸付制度	時間外労働又は深夜業の制限
計	331	781 (100)	317 (40.6)	44 (5.6)	69 (8.8)	2 (0.3)	8 (1.0)	47 (6.0)	8 (1.0)	10 (1.3)	276 (35.3)
9人以下	34	73 (100)	30 (41.1)	4 (5.5)	9 (12.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (5.5)	1 (1.4)	1 (1.4)	24 (32.9)
10~29人	90	209 (100)	91 (43.5)	11 (5.3)	16 (7.7)	0 (0.0)	2 (1.0)	11 (5.3)	2 (1.0)	3 (1.4)	73 (34.9)
30~99人	138	333 (100)	128 (38.4)	20 (6.0)	31 (9.3)	2 (0.6)	5 (1.5)	20 (6.0)	4 (1.2)	5 (1.5)	118 (35.4)
100~299人	55	135 (100)	54 (40.0)	8 (5.9)	11 (8.1)	0 (0.0)	1 (0.7)	11 (8.1)	1 (0.7)	1 (0.7)	48 (35.6)
300人以上	14	31 (100)	14 (45.2)	1 (3.2)	2 (6.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (3.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	13 (41.9)
建設業	47	122 (100)	52 (42.6)	5 (4.1)	7 (5.7)	1 (0.8)	1 (0.8)	10 (8.2)	1 (0.8)	2 (1.6)	43 (35.2)
製造業	103	243 (100)	94 (38.7)	16 (6.6)	26 (10.7)	1 (0.4)	4 (1.6)	16 (6.6)	3 (1.2)	2 (0.8)	81 (33.3)
電気・ガス・熱供給・水道業	8	16 (100)	7 (43.8)	0 (0.0)	1 (6.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (6.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (43.8)
運輸業	25	66 (100)	22 (33.3)	7 (10.6)	9 (13.6)	0 (0.0)	1 (1.5)	5 (7.6)	1 (1.5)	1 (1.5)	20 (30.3)
情報通信業	5	9 (100)	4 (44.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (55.6)
卸売業・小売業	50	110 (100)	51 (46.4)	8 (7.3)	12 (10.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.9)	38 (34.5)
金融業・保険業	5	10 (100)	5 (50.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (10.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (40.0)
宿泊業・飲食サービス業	3	9 (100)	2 (22.2)	0 (0.0)	2 (22.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (11.1)	1 (11.1)	0 (0.0)	3 (33.3)
医療・福祉	13	29 (100)	13 (44.8)	1 (3.4)	1 (3.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (6.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	12 (41.4)
教育・学習支援業	13	31 (100)	12 (38.7)	3 (9.7)	2 (6.5)	0 (0.0)	1 (3.2)	1 (3.2)	1 (3.2)	1 (3.2)	10 (32.3)
サービス業	59	136 (100)	55 (40.4)	4 (2.9)	9 (6.6)	0 (0.0)	1 (0.7)	10 (7.4)	1 (0.7)	3 (2.2)	53 (39.0)

4 育児・介護休業者の代替職員の配置

育児・介護休業者の代替職員の配置状況を見ると、「代替要員の補充を行わず、同じ部門の他の職員で対応した(する)」とした事業所は194事業所(43.1%)と最も多く、次いで、「派遣労働者やアルバイトなどを代替要員として雇用した(する)」が76事業所(16.9%)となっている。

第30表 育児・介護休業者の代替職員配置(複数回答)

(%)

区分	実施事業所数	実施制度計	代替要員の補充を行わず、同じ部門の他の職員で対応した(する)	事業所内の他の部門又は他の事業所からの人員を異動させた(させる)	派遣労働者やアルバイトなどを代替要員として雇用了した(する)	その他	未定
計	368	450 (100)	194 (43.1)	59 (13.1)	76 (16.9)	17 (3.8)	104 (23.1)
9人以下	39	49 (100)	20 (40.8)	3 (6.1)	11 (22.4)	2 (4.1)	13 (26.5)
10~29人	101	121 (100)	53 (43.8)	12 (9.9)	20 (16.5)	3 (2.5)	33 (27.3)
30~99人	151	177 (100)	78 (44.1)	23 (13.0)	28 (15.8)	7 (4.0)	41 (23.2)
100~299人	62	79 (100)	32 (40.5)	14 (17.7)	12 (15.2)	5 (6.3)	16 (20.3)
300人以上	15	24 (100)	11 (45.8)	7 (29.2)	5 (20.8)	0 (0.0)	1 (4.2)
建設業	57	65 (100)	30 (46.2)	5 (7.7)	8 (12.3)	2 (3.1)	20 (30.8)
製造業	116	139 (100)	65 (46.8)	21 (15.1)	15 (10.8)	7 (5.0)	31 (22.3)
電気・ガス・熱供給・水道業	8	8 (100)	5 (62.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (37.5)
運輸業	28	37 (100)	16 (43.2)	7 (18.9)	5 (13.5)	3 (8.1)	6 (16.2)
情報通信業	5	9 (100)	4 (44.4)	3 (33.3)	1 (11.1)	0 (0.0)	1 (11.1)
卸売業・小売業	58	72 (100)	27 (37.5)	5 (6.9)	19 (26.4)	0 (0.0)	21 (29.2)
金融業・保険業	5	9 (100)	2 (22.2)	3 (33.3)	3 (33.3)	0 (0.0)	1 (11.1)
宿泊業・飲食サービス業	4	4 (100)	2 (50.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (50.0)
医療・福祉	15	19 (100)	8 (42.1)	3 (15.8)	3 (15.8)	2 (10.5)	3 (15.8)
教育・学習支援業	12	13 (100)	4 (30.8)	0 (0.0)	3 (23.0)	1 (7.7)	5 (38.5)
サービス業	60	75 (100)	31 (41.3)	12 (16.0)	19 (25.3)	2 (2.7)	11 (14.7)

IX 病気休職・病気休業制度

1 病気休職・病気休業制度(連続して1週間以上)の有無

病気休職・病気休業制度のある事業所は266事業所で、全体の55.5%となっている。

第31表 病気休職・病気休業制度の有無

(%)

区分	計	ある	ない
計	479 (100)	266 (55.5)	213 (44.5)
9人以下	80 (100)	35 (43.8)	45 (56.3)
10～29人	142 (100)	70 (49.3)	72 (50.7)
30～99人	168 (100)	102 (60.7)	66 (39.3)
100～299人	71 (100)	45 (63.4)	26 (36.6)
300人以上	18 (100)	14 (77.8)	4 (22.2)
建設業	74 (100)	32 (43.2)	42 (56.8)
製造業	140 (100)	76 (54.3)	64 (45.7)
電気・ガス・熱供給・水道業	10 (100)	5 (50.0)	5 (50.0)
運輸業	33 (100)	25 (75.8)	8 (24.2)
情報通信業	6 (100)	3 (50.0)	3 (50.0)
卸売業・小売業	83 (100)	40 (48.2)	43 (51.8)
金融業・保険業	7 (100)	6 (85.7)	1 (14.3)
宿泊業・飲食サービス業	4 (100)	3 (75.0)	1 (25.0)
医療・福祉	15 (100)	9 (60.0)	6 (40.0)
教育・学習支援業	15 (100)	9 (60.0)	6 (40.0)
サービス業	92 (100)	58 (63.0)	34 (37.0)

2 病気休職・病気休業制度の利用期間

病気休職・病気休業制度の利用期間をみると、「1ヶ月未満」が最も多く49.8%、次いで「1ヶ月～3ヶ月」が28.6%となっている。

第32表 病気休職・病気休業制度の利用期間

(%)

区分	利用者数	1ヶ月未満	1～3ヶ月	3～6ヶ月	6～10ヶ月	10～12ヶ月	12ヶ月以上
計	283 (100)	141 (49.8)	81 (28.6)	38 (13.4)	12 (4.2)	3 (1.1)	8 (2.8)
9人以下	15 (100)	8 (53.3)	4 (26.7)	3 (20.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
10～29人	32 (100)	9 (28.1)	13 (40.6)	7 (21.9)	1 (3.1)	0 (0.0)	2 (6.3)
30～99人	52 (100)	25 (48.1)	16 (30.8)	4 (7.7)	2 (3.8)	2 (3.8)	3 (5.8)
100～299人	56 (100)	13 (23.2)	17 (30.4)	16 (28.6)	7 (12.5)	1 (1.8)	2 (3.6)
300人以上	128 (100)	86 (67.2)	31 (24.2)	8 (6.3)	2 (1.6)	0 (0.0)	1 (0.8)
建設業	12 (100)	9 (75.0)	1 (8.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (16.7)
製造業	67 (100)	19 (28.4)	20 (29.9)	18 (26.9)	7 (10.4)	2 (3.0)	1 (1.5)
電気・ガス・熱供給・水道業	1 (100)	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
運輸業	17 (100)	3 (17.6)	6 (35.3)	4 (23.5)	1 (5.9)	0 (0.0)	3 (17.6)
情報通信業	7 (100)	1 (14.3)	4 (57.1)	2 (28.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
卸売業・小売業	17 (100)	7 (41.2)	8 (47.1)	2 (11.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
金融業・保険業	16 (100)	2 (12.5)	9 (56.3)	4 (25.0)	1 (6.2)	0 (0.0)	0 (0.0)
宿泊業・飲食サービス業	1 (100)	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
医療・福祉	96 (100)	77 (80.2)	14 (14.6)	4 (4.2)	1 (1.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
教育・学習支援業	12 (100)	7 (58.3)	3 (25.0)	0 (0.0)	2 (16.7)	0 (0.0)	0 (0.0)
サービス業	37 (100)	16 (43.2)	14 (37.8)	4 (10.8)	0 (0.0)	1 (2.7)	2 (5.4)

第33表 病気休職・病気休業制度のうち、メンタルヘルス上の理由による利用期間

(%)

区 分	利用者数	1ヶ月未満	1～3ヶ月	3～6ヶ月	6～10ヶ月	10～12ヶ月	12ヶ月以上
計	55 (100)	14 (25.5)	17 (30.9)	16 (29.1)	6 (10.9)	0 (0.0)	2 (3.6)
9人以下	4 (100)	2 (50.0)	1 (25.0)	1 (25.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
10～29人	4 (100)	2 (50.0)	0 (0.0)	1 (25.0)	1 (25.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
30～99人	10 (100)	4 (40.0)	3 (30.0)	1 (10.0)	2 (20.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
100～299人	19 (100)	0 (0.0)	8 (42.1)	8 (42.1)	2 (10.5)	0 (0.0)	1 (5.3)
300人以上	18 (100)	6 (33.3)	5 (27.8)	5 (27.8)	1 (5.6)	0 (0.0)	1 (5.6)
建設業	4 (100)	3 (75.0)	1 (25.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
製造業	20 (100)	2 (10.0)	5 (25.0)	7 (35.0)	5 (25.0)	0 (0.0)	1 (5.0)
電気・ガス・熱供給・水道業	0 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
運輸業	0 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
情報通信業	6 (100)	0 (0.0)	4 (66.7)	2 (33.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
卸売業・小売業	4 (100)	1 (25.0)	2 (50.0)	1 (25.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
金融業・保険業	3 (100)	0 (0.0)	1 (33.3)	2 (66.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
宿泊業・飲食サービス業	0 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
医療・福祉	9 (100)	4 (44.4)	2 (22.2)	2 (22.2)	1 (11.1)	0 (0.0)	0 (0.0)
教育・学習支援業	1 (100)	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
サービス業	8 (100)	4 (50.0)	1 (12.5)	2 (25.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (12.5)